**学校施設利用における利用上の注意事項**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、学校施設を利用するにあたっては、以下の注意事項をよく読んでいただき、感染予防のご協力をよろしくお願いします。

**１　遵守事項**

□以下の事項に該当する方がいる場合は、自主的に利用を見合わせてください。

・体調がよくない方（例：発熱・咳などの症状がある場合）

・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方

・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある方

□マスクを持参し、着替え等、会話をする際には着用してください。

□団体利用の代表者は、参加者の名簿を作成し、氏名、住所、連絡先、年齢、利用時の体温を記録し、ご利用後速やかに、教育委員会・学校へ提出してください。

□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底してください。

□可能な限り、密閉・密集・密接（3つの密）を避けてください。

□衛生管理の徹底をお願いします。利用後は、施設・付帯設備等、利用者が触れた部分は必ず消毒してください。（裏面、学校施設利用後の消毒ルール参照）

□利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、箱根町教育委員会生涯学習課に速やかに報告してください。

**２　運動する際の留意点**

□十分な距離の確保

・運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（できるだけ2ｍ以上）を空けてください。

・強度が高い運動・スポーツの場合は、吸気が激しくなるため、より一層距離を空けてください。

□利用中に大きな声で会話、応援等はしないでください。

□目安として30分に1回程度、二方向の扉等を開け換気を行ってください。

□タオルの共有はしないでください。

事務取扱は、箱根町教育委員会生涯学習課

電話　0460-85-7601

FAX　0460-85-7200

**学校施設利用後の消毒ルール（裏面）**

学校施設については、小・中学校の児童・生徒が使用した後、教職員の方々が適切な清掃と消毒を行い、感染防止に努めています。

　利用団体の皆様も、通常の清掃に加えて、以下の箇所の清掃と消毒を励行してください。なお、消毒用品は、各自、ご用意をお願いします。

**【消毒箇所・方法】**

アルコール消毒液をかけ、ペーパータオル等で拭いてください。

□ドアノブ　　　　　 　□窓サッシ（鍵、サッシを開けるときに手が触れたところ）

□スイッチ（照明など） □スポーツ用具（バレーボールの支柱、卓球台等）□パイプ椅子　　　　　 □その他共用備品（モップ等）や手を触れる箇所

**【トイレの消毒箇所・方法】**

次亜塩素酸ナトリウム消毒液（※）をかけ、綺麗なタオルで拭き、その後水拭きをしてください。

□ドアノブ　　　　　　□窓サッシ（鍵、サッシを開けるときに手が触れたところ）

□手すり　　　　　　　□スイッチ（照明など）

□水洗トイレのレバー　□トイレットペーパーのホルダー

□洗面台の蛇口　　　　□その他共用備品や手を触れる箇所

* **注意事項 ※**

【次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方】

・消毒には濃度0.05％以上の希釈液を使用してください。

　原液濃度が5％の塩素系漂白剤（キッチンハイター等）を使用する場合、500㎖の水に対して、5㎖（ペットボトルキャップ1杯分）の塩素系漂白剤を入れる。

* 小さな子供がナトリウム液に触れないよう注意してください。

【次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する際の注意点】

・手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を含ませたタオル等を絞って使用する

・手指の消毒には使用しない　・皮膚に付着した場合は流水でよく洗い流す

・十分に換気しながら行う　　・汚れを落としてから拭きとる

・消毒後は、水拭き・空拭きをする